

# お知らせ

第 156 号

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2022. 12. 1 発行

## 賞与からの社会保険料控除について

- ◆ 2022年3月の協会けんぽ保険料率および介護保険料率の改定後、各保険料率に変更はありませんので、冬の賞与計算の際は6月にお送りしている「賞与からの社会保険料控除額表」をそのままご利用いただくことが出来ます。お手元に見当たらない場合にはお手数ですがご連絡を頂戴できれば、すぐにお届けいたします。  
(注 健康保険組合にご加入の事業所様の健康保険・介護保険料率は下記と異なります。)

[参考] 2022年12月1日現在の社会保険料の料率は下表のとおりです。 料率： / 1000

	適用料率	会社負担	従業員負担
厚生年金保険 (一般)	183.00	91.50	91.50
健康保険 (協会けんぽ ; 岩手県)	99.10	49.55	49.55
介護保険 (第2号被保険者)	16.40	8.20	8.20
子ども・子育て拠出金	3.60	3.60	—
計	302.10	152.85	149.25

## 雇用保険料率にご注意を

- ◆ 10月から雇用保険料率に変更になりました。労働者負担分は一般の事業の場合3/1000から5/1000に、建設業の場合4/1000から6/1000に引き上げとなっています。年度の途中からの変更ということで少し変則的で分かりにくかったためか、誤って旧料率で徴収されている事業所様が多いようです。賞与からの徴収も新料率となりますので、くれぐれもご注意下さい。

## 「休暇・欠勤等願書」「出産予定日報告書」をご活用下さい

- ◆ 「休暇・欠勤等願書」と「出産予定日報告書」の様式を同封いたしました。ご入用の事業様は担当者までお申し付け下さい(時間単位年休に関するところなど、事業所様によって修正の必要な箇所があります)。

10月からスタートした出生時育児休業(産後パパ育休)の申出期限が、原則として休業開始日2週間前とされていることから、従業員・従業員の配偶者の出産について、早めに情報を入手しないと育児休業前の業務引継ぎがスムーズにいかない恐れがあります。その他の欠勤や遅刻、早退も合わせ、願書・報告書は早めに提出するよう従業員さんへの周知徹底をお願いいたします。

## 各種変更届の廃止と労務管理について

- ◆ マイナンバーとの連携が進んだことにより、社会保険(厚生年金・協会けんぽ)の被保険者氏名変更手続きや住所変更は不要に、雇用保険の氏名変更手続きは廃止となりました。例えば婚姻などで姓が変わった場合、新しい被保険者証が自動的に協会けんぽから事業所宛てに郵送されてきます。従業員から事業主への報告が無かったため、被保険者証が送られてきたことで氏名変更の事実が判明する、というケースも起きています。行政への届出が不要になったとしても、氏名、住所、扶養家族の変更等は労務管理上必要な情報であり、事業主への速やかな報告・届出は事業所内で守るべきルールであることに変わりありません。ご参考までに「変更・異動 届出書」の書式を同封いたしますのでご活用下さい。

\* 管理の都合上、各種変更につきましては、必ず当事務所にご連絡をお願いいたします。